

福岡県公報

令和五年三月三十一日
第三百八十五号
増刊
②

目次

規則(第十号―第二十三号)	(行政経営企画課)	一
○福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則		
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	二
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一三
○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一五
○福岡県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則	(財産活用課)	一六
○福岡県個人情報保護の保護に関する法律施行細則	(県民情報広報課)	一六
○知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(情報政策課)	六〇
○福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則	(健康増進課)	六〇
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然環境課)	六〇
○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	六〇
○福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業振興課)	六一
○福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則	(農山漁村振興課)	六五
○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(公園街路課)	六六
○福岡県財務規則の一部を改正する規則	(会計管理局会計課)	六六

告示(第二百二十四号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課) 六七

訓令(第一号―第六号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) 六七

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 六七

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 六八

○福岡県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 (人事課) 七二

○福岡県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令 (県民情報広報課) 七二

○知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 (県民情報広報課) 七二

規則

福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十号

福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

福岡県行政不服審査法施行細則(平成二十八年福岡県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「福岡県行政不服審査会」の下に「等」を加え、同条中「福岡県行政不服審査会」を「法第八十一条第一項の機関」に、「第四条中」を「第四条第一項中」に改める。

様式第一号中「福岡県行政不服審査会」の次に「又は福岡県個人情報保護審議会」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の七の十三」を「第三十一条の七の十四」に改める。

第七条第二項第二号の表空港対策局の部空港政策課の項中「企画係 調整係」を「企画調整係 福岡空港係」に改め、同部空港事業課の項中「福岡空港係 北九州空港係」を「北九州空港係 貨物拠点化推進係」に改め、同表国際局の部国際政策課の項中「交流推進係 アジア若者文化交流係」を「外国人材支援係」に改め、同条第二項第三号の表私学振興・青少年育成局の部私学振興課の項中「私学第一係 私学第二係 私学第三係」を「小中高等学校係 幼稚園・専修各種学校係 修学支援係 運営支援係」に改め、同部青少年育成課の項中「育成係 支援係」を「支援係 育成第一係 育成第二係」に改め、同条第二項第四号の表健康増進課の項中「保健事業係 健康づくり係 母子保健係」を「地域保健係 健康づくり第一係 健康づくり第二係」に改め、同表がん感染症疾病対策課の項中「疾病対策係」を「疾病対策係 感染症企画係」に改め、同表医療指導課の項中「地域医療係」を「地域医療係 災害医療係」に改め、同条第二項第五号の表福祉総務課の項の次に次のように加える。

子ども未来課	子ども企画係	子どもの育ち・ひとり親支援係	居場所づくり係
	児童扶養手当係		

第七条第二項第五号の表子育て支援課の項中「出会い・子育て応援係 保育企画係 保育人材確保係」を「子育て支援係 母子保健係 保育企画・人材確保係」に改め、同表児童家庭課の項中「児童家庭課」を「子ども福祉課」に、「児童福祉係」を「子ども福祉係」に改め、「ひとり親家庭支援係 児童扶養手当係」を削り、同表障がい福祉課の項中「自立支援係」を「自立支援・給付係」に改め、「医療・給付係」を削り、同条第二項第六号の表環境政策課の項中「予算係」を「予算・重点係 国際環境協力係」に改め、同条第二項第七号の表商工政策課の項中「予算係」を「予算・重

点係」に改め、同表中小企業技術振興課の項中「人材育成支援係」を削り、同表工業保安課の項中「高圧ガス電気係 LPガス火薬係」を「産業保安係」に改め、同条第二項第八号の表農山漁村振興課の項中「鳥獣対策係 技術管理係」を「技術管理係」に改め、同表経営技術支援課の項中「経営総務係 経営企画係 女性農業者支援係 生産資材係」を「女性農業者支援係 経営企画係 生産資材係 鳥獣対策係」に改め、同表畜産課の項中「衛生係」を「家畜衛生係」に改め、同条第二項第十号の表都市計画課の項中「開発第二係」を「開発第二係 盛土規制係」に改める。

このころの健康づくり推進室	精神保健係	自殺・アルコール問題対策係
医師・看護職員確保対策室	医師確保係	看護職員確保係

第七条第二項の表がん感染症疾病対策課の項を削り、同表商工政策課の項中「産業特区推進室」を「技術人材育成室」に改め、同条第二項の表ワンヘルス総合推進室の項の次に次のように加える。

第八条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第七条第一項及び第二項の表の上欄に掲げる各課又は各室のうち知事が特に必要と認める課又は室に広報監、企画広報主幹又は広報主幹を置く。

第八条第十九項中「参事補佐又は企画主査」を「参事補佐、主幹、企画主査又は指導主査」に改め、同条第二十項中、「企画広報監」を削り、「企画監」の下に、「情報企画監」を加え、「企画主幹」の下に、「企画広報主幹、主幹」を加え、「係長及び企画主査」を「係長、企画主査又は指導主査」に改める。

第二十条の十七第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 企画・地域振興部市町村振興局の予算の総括に関すること。

第二十条の十七第二項中、「第十六号及び第十七号」を「及び第十六号から第十八号まで」に改める。

第二十条の十九第一号及び第二号を次のように改める。

一 企画調整係

イ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の施行に関する事務の総括に関すること。

ロ 空港施策の総合企画、調査及び調整に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 福岡県の空港の将来構想に関すること。

ニ 福岡空港運営会社との協議に関すること。

ホ 空港周辺整備機構に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ヘ 庶務に関すること（企画・地域振興部空港対策局空港事業課に係るもの（公

印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ト 企画・地域振興部空港対策局の予算の総括に関すること。

チ 財務会計に関すること。

二 福岡空港係

イ 空港法の施行に関する事務のうち、福岡空港に関すること。

ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の施行に関すること。

ハ 福岡空港の需給に関すること。

ニ 福岡空港及び空港周辺の整備並びに利用の促進に関する企画、調査及び調整に関すること。

ホ 空港周辺整備機構に関する事務のうち、騒音対策に関すること。

第二十条の二十第一号及び第二号を次のように改める。

一 北九州空港係

イ 空港施策の総合企画、調査及び調整に関する事務のうち、北九州空港に関すること。

ロ 北九州空港の整備並びに利用の促進に関する企画、調査及び調整に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 貨物拠点化推進係

イ 空港法の施行に関する事務のうち、北九州空港に関すること。

ロ 北九州空港の整備並びに利用の促進に関する企画、調査及び調整に関する事務のうち、貨物に関すること。

第二十条の二十一第一号に次のように加える。

ニ 国連ハビタット福岡本部の支援に関すること。

第二十条の二十一第二号に次のように加える。

ヘ 海外協力に関すること。

第二十条の二十一第三号中「交流推進係」を「外国人材支援係」に改め、同号ロ中「海外協力」を「外国人向け情報発信」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、同条第四号を削る。

第二十一条第一項第三号中「ボランティア団体・NPOとの」を「多様な主体の」

に改め、同項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十六号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第十号、第十三号、第十五号及び第十六号」を「前項第六号、第九号、第十一号及び第十二号」に改め、同条第三項中「第一項第十一号、第十二号及び第十四号」を「第一項第七号、第八号及び第十号」に改める。

第二十九条第一項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 生涯学習の振興に関する施策の企画、調整及び事業の推進に関すること。

八 福岡県生涯学習審議会に関すること。

九 生涯学習に関する指導助言に関すること。

第二十九条第二項中「同項第七号及び第八号」を「同項第十号及び第十一号」に改める。

第三十条及び第三十条の二を次のように改める。

（私学振興・青少年育成局私学振興課の所掌事務）

第三十条 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 小中高等学校係

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関するもので他係に属しないこと。
- ロ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関するもので他係に属しないこと。
- ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- ニ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）並びに高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関すること。
- ホ 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関すること。
- ヘ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- ト 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- チ スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関するもので他係に属しないこと。
- リ いじめ防止対策推進法の施行に関する事務のうち、私立学校に係るもので他課に属しないこと。
- ヌ 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞その他表彰に関すること。
- ル 私立学校教育の助成に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- ヲ 庶務に関すること。
- ワ 財務会計に関すること。
- 二 幼稚園・専修各種学校係
- イ 学校教育法の施行に関する事務のうち、私立の幼稚園、専修学校及び各種学校に関すること。
- ロ 教育職員免許法の施行に関する事務のうち、私立幼稚園に関すること。

- ハ 私立学校法の施行に関する事務のうち、私立の幼稚園、専修学校及び各種学校に関すること。
- ニ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関する事務のうち、私立幼稚園に関すること。
- ホ 私立学校振興助成法の施行に関する事務（経常費補助金を除く。）のうち、私立の幼稚園、専修学校及び各種学校に関すること。
- ヘ スポーツ基本法の施行に関する事務のうち、私立幼稚園の補助金に関すること。
- ト 私立学校教育の助成に関する事務のうち、私立の幼稚園、専修学校及び各種学校に関すること。
- 三 修学支援係
- イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関すること。
- ロ 高校生等奨学給付金に関する事務のうち、私立学校に関すること。
- ハ 私立学校の生徒等に対する就学支援に関すること。
- 四 運営支援係
- イ 私立学校の経常費補助金に関すること。
- ロ 私立学校の運営の指導及び助言に関すること。
- （私学振興・青少年育成局青少年育成課の所掌事務）
- 第三十条の二** 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 支援係
- イ 福岡県青少年健全育成条例の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- ロ 青少年の非行防止及び立ち直り支援に関すること。
- ハ 青少年のインターネットの適正利用に関すること。
- ニ 青少年に係る相談員及び指導員等の連絡調整に関すること。
- ホ 庶務に関すること。
- ヘ 財務会計に関すること。

二 育成第一係

イ 青少年に関する県民運動の指導及び促進に関すること。

ロ 青少年団体の指導育成に関すること。

ハ 青少年の海外体験に関すること。

三 育成第二係

イ 地域の未来を担う人材の育成に関すること。

第三十条の四を次のように改める。

(スポーツ局スポーツ振興課の所掌事務)

第三十条の四 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域のスポーツ振興に関すること。

二 生涯スポーツの推進に関すること。

三 県民スポーツ大会に関すること。

四 スポーツ団体に関すること。

五 障がい者スポーツに関すること。

六 福岡国際マラソンに関すること。

七 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

八 財務会計に関すること。

2 スポーツ振興課地域スポーツ係の所掌事務は、前項第一号から第三号まで、第四号に掲げる事務のうち他係に属しないこと、第七号及び第八号に掲げる事務とする。

3 スポーツ振興課障がい者スポーツ係の所掌事務は、第一項第四号(障がい者スポーツ団体に限る。)及び第五号に掲げる事務とする。

第三十一条の二第一号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例(令和四年福岡県条例第三十七号)の施行に関する事務のうち

、他係に属しないこと。

第三十一条の二の二第一号中「保健事業係」を「地域保健係」に改め、二を削り、

ハをニとし、同号ロ中「関する」の下に「事務のうち、免許に関する」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の施行に関する事務のうち、免許に関すること。

第三十一条の二の二第二号中「健康づくり係」を「健康づくり第一係」に改め、同号イ中「(昭和二十二年法律第二百四十五号)」を削り、「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 調理師法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

第三十一条の二の二第二号ハ中「健康増進法」の下に「(平成十四年法律第百三十三号)を加え、同号ホ中「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 健康づくり第二係

イ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者医療広域連合が行う被保険者の健康診査に関すること。

ロ 健康増進法の施行に関する事務のうち、受動喫煙防止に関すること。

ハ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成三十年法律第百五号)の施行に関すること。

ニ 健康増進に関する事務のうち、運動習慣の定着等に関すること。

第三十一条の二の三中「こころの健康づくり推進室の」の下に「各係ごとの」を加え、第一号及び第二号を次のように改める。

一 精神保健係

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の施行に関すること。

ロ 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)の施行に関すること。

ハ 病院事業に関すること。

ニ 県立精神医療センター太宰府病院に関すること。

ホ 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

二 自殺・アルコール問題対策係

イ 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関すること。
 ロ アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）の施行に関すること。

ハ ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）の施行に関すること。

ニ 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の施行に関する事務のうち、違反者のアルコール依存症に関する診断及び治療並びに飲酒運転撲滅対策医療センターに関すること。

第三十一条の二の三第三号から第六号までを削る。

第三十一条の二の四第一号イ中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、同号へ及びトを次のように改める。

へ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

第三十一条の二の四第三号中トを削り、チをトとし、同条第四号イを削り、同号ロ中「（平成十年法律百十四号）」を削り、「施行に関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同号ロを同号イとし、同号ハ中「（平成二十四年法律第三十一号）」を削り、「関する」の下に「事務のうち、他課及び他係に属しない」を加え、同号ハを同号ロとし、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 感染症企画係

イ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関すること。

ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整等に関すること。

ハ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関すること。

第三十一条の二の五を削る。

第三十一条の四第二号イ中「母子保健法」の下に「（昭和四十年法律百四十一号）」を加え、同号ハ中「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同

条第三号中ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関する事務のうち、同法第三十一条の二第七項の規定による届出に関すること。

第三十一条の四中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 災害医療係

イ 救急医療体制の整備に関する事務のうち、災害時における医療体制の整備に関すること。

第三十一条の四の二中「医師・看護職員確保対策室の」の下に「各係ごとの」を加え、第一号及び第二号を次のように改める。

一 医師確保係

イ 離島振興法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ロ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ハ 無医地区等の診療に関すること。

ニ 自治医科大学への派遣学生に関すること。

ホ 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

二 看護職員確保係

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の施行に関すること。

ロ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に関すること。

ハ 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年福岡県条例第五十七号）の施行に関すること。

第三十一条の四の二第三号から第八号までを削る。

第三十一条の七の四第一項第八号中「社会福祉法人」の下に「、社会福祉連携推進法人」を加える。

第三十一条の七の十三を第三十一条の七の十四とし、第三十一条の七の十から第三十一条の七の十二までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条の七の九第二号ハを次のように改める。

ハ 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第三十一条の七の九第二号中ニを削り、ホをニとし、同条を第三十一条の七の十とし、第三十一条の七の八を第三十一条の七の九とする。

第三十一条の七の七第二号中「自立支援係」を「自立支援・給付係」に改め、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に関するを含む。）。

第三十一条の七の七第二号に次のように加える。

リ 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）の施行に関すること。

ヌ 重度障がい者の医療費の助成に関すること。

第三十一条の七の七第四号を削り、同条を第三十一条の七の八とする。

第三十一条の七の六（見出しを含む。）中「児童家庭課」を「こども福祉課」に改め、同条第二号中「児童福祉係」を「こども福祉係」に改め、同条第三号口中「保健医療介護部健康増進課並びに福祉労働部子育て支援課」を「福祉労働部こども未来課」、子育て支援課」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条を第三十一条の七とする。

第三十一条の七の五第一号から第三号までを次のように改める。

一 子育て支援係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二十一条の九に規定する子育て支援事業に関する事務で他課及び他係に属しないこと。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童厚生施設を経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業のうち利用者支援事業に関すること。

ハ 児童福祉思想の普及啓発及び児童文化に関すること。

ニ 子育て支援に関すること。

ホ 庶務に関すること。

ヘ 財務会計に関すること。

二 母子保健係

イ 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の施行に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関すること。

ハ 母子保健法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 保育企画・人材確保係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する一時預かり事業及び病児保育事業に関すること。

ハ 子ども・子育て支援法の施行に関する事務のうち、地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援事業計画に関する事務で他課及び他係に属しないこと。

ニ 保育行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ホ 待機児童対策に関すること。

ヘ 保育士の確保及び人材育成に関すること。

第三十一条の七の五第四号ハ中「もの」を「こと」に改め、同条を第三十一条の七の六とし、第三十一条の七の四の次に次の一条を加える。

（こども未来課の所掌事務）

第三十一条の七の五 第七条第二項に規定する福祉労働部こども未来課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 こども企画係

イ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の施行に関すること。

ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ こども基本法（令和四年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、他課

及び他係に属しないこと。

ニ 出会い応援に関すること。

ホ 少子化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ヘ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

二 こともの育ち・ひとり親支援係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第三号に規定する

第二種社会福祉事業並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律

第二百二十九号）の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関すること。

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関すること。

ハ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施

行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ニ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五百五号）の施行に関する事務の

うち、子どもの学習・生活支援事業に関すること。

ホ 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。

ヘ こともの及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

ト ヤングケアラーに関すること。

三 居場所づくり係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、同法第六条の三第二項に規定する放

課後児童健全育成事業に関すること。

ロ 放課後対策に関すること。

ハ こともの食堂に関すること。

ニ こともの居場所づくりに関すること。

四 児童扶養手当係

イ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関すること。

ロ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）

の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 児童手当法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ニ 子ども手当に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第三十一条の八第一項第四号中「こと」の下に「（次号及び第九号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項中第十二号を第十四号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 環境部に係る重要施策等の総括に関すること。

第三十一条の八第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 環境部に係る広報に関する事務の総括に関すること。

第三十一条の八第二項中「前項第六号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号」

を「前項第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号」に改め、同条第三項中

「予算係」を「予算・重点係」に、「第一項第七号」を「第一項第八号及び第九号」

に改め、同条に次の一項を加える。

4 環境政策課国際環境協力係の所掌事務は、第一項第六号に掲げる事務とする。

第三十一条の十一第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法

律第七十八号）の施行に関すること。

第三十二条第一項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号

を第十六号とし、同項第十号中「産業特区推進室」を「技術人材育成室」に改め、同

号を同項第十五号とし、同項第九号中「産業特区推進室」を「技術人材育成室」に改

め、同号を同項第十四号とし、同項第八号を同項第十二号とし、同号の次に次の一

号を加える。

十三 商工部に係る重要施策等の総括に関すること。

第三十二条第一項中第七号を第十一号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の

二号を加える。

九 グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関すること。

十 その他産業関連特区に関すること。

第三十二条第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「こと」の下に「（次号

及び第十三号に掲げる事務を除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に

次の一号を加える。

六 商工部に係る広報に関する事務の総括に関すること。

第三十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第三十二条第二項中「第七号、第九号及び第十一号から第十三号」を「第十一号、第十四号及び第十六号から第十八号」に改め、同条第三項中「予算係」を「予算・重点係」に、「第一項第八号及び第十号」を「第一項第十二号、第十三号及び第十五号」に改める。

第三十二条の二（見出しを含む。）中「産業特区推進室」を「技術人材育成室」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 商工業の技術人材の育成・確保に関すること。

第三十二条の二中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

第三十二条の三第三号を削る。

第三十四条第二号を次のように改める。

二 産業保安係

イ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九十九号）の施行に関すること。

ロ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十四号）の施行に関すること。

ハ 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の規定に基づく電気導入計画等に関すること。

ニ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）の施行に関する事務のうち、猟銃等に関すること。

ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の施行に関する事務のうち、損失補償の裁定等に関すること。

ヘ 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）の施行に関すること。

ト 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の施行に関すること。

チ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の施行に関する事務のうち、損失補償の裁定等に関すること。

リ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）の施行に関すること。

ヌ 電気工事事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の

施行に関すること。

ル 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の施行に関する事務のうち、損失補償の裁定等に関すること。

第三十四条第三号を削る。

第四十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号ホを削り、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第四十一条第二号を次のように改める。

二 地産地消推進係

イ 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）の施行に関する事務の総括に関すること。

ロ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の規定に基づく地域の農林水産物の利用の促進に関すること。

第四十一条第三号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）の施行に関する事務の総括に関すること。

第四十一条第三号中ヘをトとし、トの前に次のように加える。

ヘ 環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例の施行に関する事務のうち、ワンヘルス認証に関すること。

第四十三条の三第一号を次のように改める。

一 女性農業者支援係

イ 農業改良助長法の規定に基づく協同農業普及事業のうち、農業経営の育成及び農村生活の改善に関すること。

ロ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関すること。

ハ 女性農業者の支援に関すること。

二 庶務に関すること（農林水産部経営技術支援課後継人材育成室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ホ 財務会計に関すること（農林水産部経営技術支援課後継人材育成室に係るものを含む。）。

ヘ 病害虫防除所及び農業大学校に関すること。

ト 農林事務所普及指導センターとの連絡及び調整に関すること。

第四十三条の三第二号に次のように加える。

二 農業改良資金、日本政策金融公庫資金等の融資対象事業の指導に関すること。

第四十三条の三第三号を削り、同条第四号中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからへまでとし、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 鳥獣対策係

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、生活環境及び農林水産業に係る被害の防止並びに狩猟に関すること。

ロ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の施行に関すること。

ハ 獣肉の有効利用に関すること。

第四十三条の四を次のように改める。

（畜産課の所掌事務）

第四十三条の四 第七条第二項に規定する農林水産部畜産課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の施行に関すること。

二 家畜商法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に関すること。

三 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）の施行に関すること。

四 牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の施行に関すること。

五 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）の施行に関すること。

六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の施行に関すること。

七 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五

号）の施行に関すること。

八 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の施行に関すること。

九 養蜂振興法（昭和三十年法律第百八号）の施行に関すること。

十 家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の施行に関すること。

十一 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の施行に関すること。

十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務のうち、動物用医薬品等の取締りに関すること。

十三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の施行に関すること。

十四 卸売市場法の施行に関する事務のうち、畜産物に関すること。

十五 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関すること。

十六 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百二十二号）の施行に関すること。

十七 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十八 養豚農業振興法（平成二十六年法律第百一号）の施行に関すること。

十九 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行に関すること。

二十 福岡県獣医師修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第九号）の施行に関すること。

二十一 畜産行政に関する総合企画、調査及び調整に関すること。

二十二 地域畜産振興に関すること。

二十三 畜産経営の環境整備事業に関すること。

二十四 畜産環境保全に関すること。

二十五 家畜の導入に関すること。

二十六 肉用牛の振興に関すること。

二十七 畜産経営技術の改善に関すること。

二十八 畜産物の流通に関すること。

- 二十九 学校給食用牛乳に関する事。
- 三十 飼料作物に関する事。
- 三十一 草地の造成及び改良に関する事。
- 三十二 流通飼料に関する事。
- 三十三 家畜衛生の向上に関する事。
- 三十四 動物保健衛生所の設置に関する事。
- 三十五 庶務に関する事。
- 三十六 財務会計に関する事。
- 三十七 家畜保健衛生所に関する事。
- 2 畜産課企画環境係の所掌事務は、前項第十六号、第二十一号から第二十四号まで及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務とする。
- 3 畜産課大家畜係の所掌事務は、第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十号、第十三号（肉用牛及び加工原料乳に関する事に限る。）、第二十五号から第二十七号まで、第二十八号（牛肉及び乳製品に関する事に限る。）及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務とする。
- 4 畜産課中小家畜係の所掌事務は、第一項第七号、第九号、第十一号、第十三号に掲げる事務のうち他係に属しないこと、第十四号、第十八号、第十九号、第二十八号に掲げる事務のうち他係に属しないこと及び第三十二号に掲げる事務とする。
- 5 畜産課家畜衛生係の所掌事務は、第一項第一号、第三号、第六号、第十二号、第十五号、第十七号、第二十号及び第三十三号に掲げる事務とする。
- 第四十三条の六第三号に次のように加える。
 - ト 特用林産物の振興に関する事。
- 第五十七條に次の一号を加える。
 - 七 盛土規制係
- イ 盛土等の規制に係る調査に関する事。

第六十五條第一項第一号の表中福岡県職員委員会の項の次に次のように加える。

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五條第三項において準用する同条第一項及び福岡県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和

福岡県個人情報保護審議会	五年福岡県条例第一号）第四十五條第一項の規定による諮問について調査審議し、住民基本台帳法第三十條の四十第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七條第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べ、並びに福岡県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号）第十一條及び福岡県議会の保有する個人情報保護に関する条例第五十條の規定による諮問に応じ調査審議すること。	総務部 県民情報広報課
--------------	--	----------------

第六十五條第一項第一号の表福岡県子ども・子育て会議の項中「第七十七條第四項」を「第七十二條第四項」に、「子育て支援課」を「こども未来課」に改め、同条第一項第二号の表中福岡県個人情報保護審議会の項及び福岡県生涯学習審議会の項を削り、福岡県消費生活審議会の項の次に次のように加える。

福岡県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第十條の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事。	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 政策課
------------	---	----------------------------------

第八十七條第一項の表福岡県田川保健福祉事務所の項中

「保護第二課

保護第一係

を 保護第一係 に改める。

保護第二係

保護第二係

保護第三係

第八十九條第六項第六号ハを削り、同条第八項第三号ロ(1)の表下欄中「第二十八條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同条第十三項中「第一項第八号チ」を「第一項第七号チ」に改める。

第九十九條の表福岡県福岡児童相談所の項中

「初動対応係

を 相談支援第一係 に改める。

相談支援係

相談支援第二係

第一百一條第一項第三号ロ中「相談支援係」を「相談支援第一係」に改め、同号に次のように加える。

ハ 相談支援第二係

(1) 前号口に規定する事務

第百十一條の表福岡県立小竹高等技術専門校の項中「塗装科」を「デザイン塗装科」に改め、同表福岡県立大牟田高等技術専門校の項中「オフィスビジネス系OA事務科」を「オフィスビジネス系OA事務科 第一種情報処理系ソフトウェア管理科」に改める。

第百十三條第一項中「次の」を「、次の」に改め、同条第三項第三号イ中「塗装科」を「デザイン塗装科」に改め、同条第四項第二号イ中「電力系電気工事科」の下に「、第一種情報処理系ソフトウェア管理科」を加える。

第百六十二條第一項の表福岡県朝倉農林事務所の項中

「治山第一係
治山第二係」を「治山係」に改める。

第百六十四條第一項第一号ハ(ニ)を削り、(ナ)を(ネ)とし、(ス)から(ト)までを(ク)から(ヌ)までとし、(セ)を(ゼ)とし、(セ)の次に次のように加える。

(ソ) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に関する事務の総括に関すること。

第百六十四條第一項第一号ハ(2)中(サ)を(ス)とし、(コ)を(ク)とし、(サ)の次に次のように加える。

(シ) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の規定に基づく地域の農林水産物の利用の促進に関すること。

第百六十四條第一項第一号ハ(2)中(ケ)を(コ)とし、(ク)の次に次のように加える。

(ケ) 食育基本法の施行に関する事務の総括に関すること。

第百六十四條第二項第一号チ(1)を次のように改める。

(1) 治山係
(ア) 治山事業に関すること。

第百六十四條第二項第一号チ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同条第三項第五号イを次のように改める。

イ 第二項第一号チ(1)(ア)に規定する事務

第百六十四條第四項中「次の」を「、次の」に改め、同項第一号ホ(イ)中「農村総合整備事業」の下に「、ため池等整備事業（河川応急）、湛水^{たぐ}防除事業」を加え、同号ト(1)(ア)、同条第五項第一号チ(1)(ア)及び同条第六項第七号イ(1)中「第三項第五号イ」を「第二項第一号チ(1)(ア)」に改める。

第百三十一條第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中

「用地係」を
「災害用地係」に、

「災害事業調整課

災害用地課

災害河川第一課

河川第一係 「災害河川課

河川第二係 を 河川第一係 に改める。

災害河川第二課 河川第二係」

河川第一係

河川第二係

災害河川第三課」

第百三十二條第三項中「及び災害用地課」を削り、同条第四項中「及び副センター長」を削る。

第百三十三條第二項第二号イ中「ネまで」を「ツまで」に改め、同項第三号イ中「ナからム」を「ネからラ」に改め、同条第六項第五号中イ及びロを削り、同号ハ中「災害河川第一課」を「災害河川課」に改め、同号ハ(1)中「事務のうちセンター長の指定するものに関する」を削り、同号ハを同号イとし、同号中ニ及びロを削り、ヘをロとし、同条第十二項第一号イ中「、タからソまで及びネ」を「及びタからツまで」に改める。

第百六十條の二第二項中「又は企画主査」を「、主幹、企画主査又は指導主査」に改める。

第二條 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第五十七條第五号ロ中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百

九十一号)の施行に関する事務のうち、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条に定める経過措置に関する事務であつて」に改め、同条第六号口中「宅地造成等規制法の施行に関する事務のうち」を「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務のうち、宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条に定める経過措置に関する事務であつて」に改め、同条第七号イ中「盛土等の規制に係る調査」を「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務のうち、基礎調査及び区域指定」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十二号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条の三」を「第七十七条の二」に改める。

第二十条第三項第四号二中「こと」の下に「(国が法第五十三条第一項の規定に基づき新感染症及び新感染症の所見がある者をそれぞれ一類感染症及び一類感染症の患者とみなして同項の措置を講じることとした場合において行うものを含む。以下エまでにおいて同じ。)」を加え、同号ル中「(国が法第五十三条第一項の規定に基づき新感染症及び新感染症の所見がある者をそれぞれ一類感染症及び一類感染症の患者とみなして同項の措置を講じることとした場合において行うものを含む。以下コまでにおいて同じ。)」を削り、同号ウ中「こと」の下に「(法第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号キ及びノ中「こと」の下に「(法第四十四条の三の二第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中、ハを、チとし、スから、ロまでを、ホから、トまでとし、ポの前に次のように加える。

イ 法第四十五条第一項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくはその保護者に対し健康診断の勧告をし、又は同条第二項の規定に基づき職員に健康診断を行わせること。

ロ 法第四十六条第一項の規定に基づき、新感染症の所見がある者若しくはその保護者に対し入院の勧告をし、又は同条第二項若しくは第四項の規定に基づき、入院させ、若しくは入院の期間の延長をすること。

ハ 法第四十六条第三項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を当該者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所に入院させること。

ニ 法第五十条の二第一項又は第二項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

第二十条第三項第四号セ中「第四十四条の七第五項」を「第四十四条の十一第五項」に改め、同号中セをストし、同号モ中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改め、同号中モをセとし、同号ヒ中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同号中ヒをモとし、同号エの次に次のように加える。

ヒ 法第四十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは当該感染症の患者に対し、体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

第二十条第四項第十五号ハ中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号ニ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改め、同条中第二十項を第二十一項とし、同条第十九項第一号中「この号中福岡県水道法施行細則(平成九年福岡県規則第六十六号)」を「施行細則」という。」を削り、リを次のように改める。

リ 法第三十九条第二項及び第三項の規定に基づき、専用水道又は簡易専用水道の設置者から必要な報告を徴し、所属職員に水道施設のある場所等に立ち入り、検査させること。

第二十条中第十九項を第二十項とし、第十六項から第十八項までを第十七項から第十九項までとし、同条第十五項第一号中ウを削り、キをウとし、ノからフまでをキからケまでとし、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十

四項とし、同条第十二項中「児童家庭課」を「こども福祉課」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 保健福祉環境事務所長等に、次の各号に掲げる福祉労働部こども未来課関係の事務を委任する。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する事務

この号中母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）を「施行規則」、福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福岡県規則第三十号）を「施行細則」という。

イ 配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動に関する支援に関する事務を行うこと。

ロ 施行規則第六条の九（施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

ハ 施行規則第六条の十一（施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

ニ 施行規則第六条の十四第一項（施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めること。

ホ 施行規則第六条の十四第二項（施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めること。

ヘ 施行規則第六条の十五（施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、施行規則第六条の十一第一項（施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の支給決定を取り消し、その旨を通知すること。

ト 施行細則第七条の規定に基づき、貸付けを行つた者から、住所等の変更届等を受領すること。

第二十三条の二第二号ハ中「第四項」を「第五項」に改め、同号中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第十七条第一項の規定に基づき、必要な報告を徴し、又は所属職員に立入検査をさせること。

第二十四条中「児童家庭課」を「こども福祉課」に改める。

第五十条第二項中「の各号」を削り、第二号を削り、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則を「施行規則」という。

イ 法第九条第一項に規定する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、次に掲げるものの許可を行うこと。

- (1) 鳥獣の管理の目的（生態系に係る被害の防止の目的を除く。）で狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンガース若しくはノヤギ及び狩猟鳥獣である鳥類のひなの捕獲等又はカルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス若しくはハシブトガラスの卵の採取等を行う場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等を行う場合で、その区域が二以上の市町村にわたるもの。
- (2) 鳥獣の管理の目的でチュウサギの捕獲等を行うこと。
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画に定める特定鳥獣の数の調整の目的で、特定鳥獣の捕獲等又は卵の採取等を行うこと。

ロ 法第九条第七項及び第八項の規定に基づき、許可証及び従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を交付すること。

ハ 法第九条第九項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を再交付すること。

ニ 法第九条第十一項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の返納を受けること。

ホ 法第九条第十三項の規定に基づき、同条第一項の許可（イに規定する許可に限る。）を受けた者から捕獲等又は採取等の結果の報告を受けること。

ヘ 法第四十六条第一項の規定に基づき、狩猟免許の記載事項の変更の届出を受領すること。

ト 法第四十六条第二項の規定に基づき、狩猟免許を再交付すること。

チ 法第五十四条の規定に基づき、狩猟免許の返納を受けること。

リ 法第六十一条第四項の規定に基づき、狩猟者登録証（他県からの入猟者に係るものを除く。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ヌ 法第六十一条第五項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）を再交付すること。

ル 法第六十三条の規定に基づき、登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の抹消を行うこと。

ヲ 法第六十四条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の取消し等を行うこと。

ワ 法第六十五条の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の返納を受けること。

カ 法第六十六条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）を受けた者から狩猟の結果の報告を受けること。

ヨ 法第七十九条第二項の規定に基づき、市町村に対し必要な指示をすること（イに規定する許可に限る。）。

タ 施行規則第七条第十一項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

レ 施行規則第七条第十二項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ソ 施行規則第七条第十三項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ツ 施行規則第七条第十四項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係る

ものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ネ 施行規則第四十九条の規定に基づき、住所変更等の届出を受けたとき、当該届出者の旧住所を管轄する都道府県知事にその旨を通知すること。

ナ 施行規則第五十条の規定に基づき、狩猟免許の亡失の届出を受領すること。

ラ 施行規則第六十五条第十項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の亡失の届出を受領すること。

第七十条第十項第一号中「この号中建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）を「施行規則」という。」を削り、トを削り、同項第四号中「福岡県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年福岡県規則第二十三号）を「施行細則」を削り、ルを削り、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別図三その一、別図三その二及び別図四中「~~第77条の3~~」を「~~第77条の2~~」に改める

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十三号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第九号の二中「（企画広報）」及び「（企画広報監にあつては、広報及び広聴に関する事務を含む。）」を削り、同表第九号の四の次に次のように加える。

9の4の2 広報 監 上司の命を受け、広報及び広聴に関する事務を掌理する。

別表の一 本庁の表第十四号下欄中「(企画広報)」を削り、同号の次に次のように加える。

14の2 広報主幹	上司の命を受け、広報及び広聴に関する事務に関し、当該課(室)の長、副課(室)長又は広報監等を補佐する。
14の3 主幹	上司の命を受け、当該課(室)の事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし、当該課(室)の長、副課(室)長又は企画監等を補佐する。

別表の一 本庁の表第十八号の次に次のように加える。

18の2 指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし職員を指導する。
-----------	---

別表の二 出先機関の表第三十号の二の次に次のように加える。

30の3 主幹	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし、所長、副所長又は課長等を補佐する。
30の4 指導主査	上司の命を受け、当該出先機関又はその内部組織である課等の事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし職員を指導する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十四号

福岡県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

福岡県土地開発基金管理規則(昭和四十四年福岡県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第八条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十五号

福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。)、及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し知事が保有する個人情報保護等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第三条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、様式第一号によるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第四条 条例第四条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第二号によるものとする。

2 条例第四条第二項第六号の実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 保有個人情報の記録項目
- 三 保有個人情報に含まれる要配慮個人情報の記録項目
- 四 保有個人情報に特定個人情報情報が含まれるときは、その旨
- 五 保有個人情報の収集先
- 六 保有個人情報の提供先

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する事務には、適用しない。この場合において、当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿は、様式第三号によるものとする。

- 一 法人又は事業を営む個人からの申請（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請をいう。）又は届出（同条第七号に規定する届出をいう。）の内容に関する事項を記録する個人情報ファイルを保有する事務
- 二 前号に準ずる事務であつて知事が適当と認めたもの

（開示請求書）

第五条 法第七十七条第一項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第四号）によるものとする。

2 条例第五条の実施機関が定める事項は、書類の送付先が請求者の住所又は居所と異なる場合における送付先及びその理由並びに郵送により開示請求を行う場合における請求者の本人確認に必要な書類の別とする。

（開示決定通知書等）

第六条 法第八十二条第一項の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第五号）
- 二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第六号）

2 法第八十二条第二項の通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第七号）により行うものとする。

（開示決定等期限延長通知書）

第七条 条例第六条第二項の通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第八号）により行うものとする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第八条 条例第七条の通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第九号）により行うものとする。

（開示請求事案移送書等）

第九条 法第八十五条第一項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第十号）により行うものとする。

2 法第八十五条第一項の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第十一号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第十条 法第八十六条第一項の通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第十二号）により行うものとする。

2 法第八十六条第二項の通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第十三号）により行うものとする。

3 法第八十六条第三項の通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第十四号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第十一条 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複製したものを専用機器により再生したものの聴取（イに定める方法に支障がある場合で、当該複製を容易に行うことができることに限る。）
 - ハ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付
 - ニ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付（ハに定める方法に支障がある場合で、当該複製を容易に行うことができることに限る。）
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複製したものを専用機器により再生したものの視聴（イに定める方法に支障がある場合で、当該複製を容易に行うことができることに限る。）
 - ハ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの

の交付

ニ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（ハに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができることに限る。）

三 その他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができることに限る。）

ハ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができる場合に限る。）

（開示実施方法等申出書）

第十二条 法第八十七条第三項の申出は、保有個人情報の開示実施方法等申出書（様式第十五号）により行うものとする。

（保有個人情報の開示）

第十三条 知事は、保有個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該保有個人情報が記録された法第六十条第一項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 保有個人情報の写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

（写しの交付に要する費用等）

第十四条 条例第八条の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

3 政令第二十八条第四項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

4 保有個人情報の写しの送付を受ける者は、第一項の費用及び前項の郵便切手を前納しなければならない。

（訂正請求書）

第十五条 法第九十一条第一項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第十六号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第十六条 法第九十三条第一項の通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第十七号）により行うものとする。

2 法第九十三条第二項の通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第十八号）により行うものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第十七条 法第九十四条第二項の通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第十九号）により行うものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第十八条 法第九十五条の通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第二十号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送書等）

第十九条 法第九十六条第一項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第二十一号）により行うものとする。

2 法第九十六条第二項の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第二十二号）により行うものとする。

（訂正実施通知書）

第二十条 法第九十七条の通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第二十三号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第二十一条 法第九十九条第一項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第二十四号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第二十二条 法第一百一条第一項の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第二十五号）により行うものとする。

2 法第一百一条第二項の通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第二十六号）により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第二十三条 法第百二条第二項の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(様式第二十七号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限特延長通知書)

第二十四条 法第百三条の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特延長通知書(

様式第二十八号)により行うものとする。

(任意代理における委任状)

第二十五条 本人の委任による代理人が次の各号に掲げる請求をする場合における政令

第二十二条第三項(政令第二十九条において準用する場合を含む。)の委任状は、当

該各号に定める様式によるものとする。

一 法第七十六条第二項の規定による開示請求 委任状(保有個人情報に係る開示請

求用)(様式第二十九号)

二 法第九十条第二項の規定による訂正請求 委任状(保有個人情報に係る訂正請求

用)(様式第三十号)

三 法第九十八条第二項の規定による利用停止請求 委任状(保有個人情報に係る利

用停止請求用)(様式第三十一号)

(審議会諮問通知書)

第二十六条 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、保有

個人情報に係る審議会諮問通知書(様式第三十二号)により行うものとする。

(法の施行状況の公表)

第二十七条 条例第二十三条の規定による法の施行状況の公表は、インターネットの利

用その他の方法により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(知事を取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 知事を取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十

七年福岡県規則第二十七号)は廃止する。

(経過措置)

3 条例附則第三条第二項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、
なお従前の例による。
別表(第十四条関係)

区分	交付する写し	金額
一 文書、図面 又は写真	イ 複写機により複写したもの(単色刷り) ロ 複写機により複写したもの(多色刷り)	一枚につき 十円 一枚につき 三十円
二 マイクロフ イルム	用紙に印刷したもの	用紙一枚につき 十円
三 録音テー プ又は録音デ ィスク	録音カセットテープに複写したもの	一卷につき 百二 十円
四 ビデオテー プ又はビデオ ディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	一卷につき 百七 十円
五 電磁的記録	イ 用紙に出力したもの(単色刷り) ロ 用紙に出力したもの(多色刷り) ハ C D R に複写したもの ニ D V D R に複写したもの	用紙一枚につき 三十円 一枚につき 八十 円 一枚につき 百円
六 その他の公 文書	ホ その他の電磁的記録媒体に複写したもの 当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に 要する費用に相当 する額 当該写しの作成に 要する費用に相当 する額

備考 一の項、二の項又は五の項イ若しくはロの場合においては、日本産業規格A列
三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるとき
は、片面を一枚として算定する。

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称	福岡県知事	
事務担当課等	部・局・所	課・室
	電話番号（ ）	— 内線（ ）
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
条例要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	福岡県 部・局・所 課・室
	所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
	<input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨				
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 法第60条第3項第2号非該当 <input type="checkbox"/> 法第60条第3項第3号非該当			
※ 以下、該当の場合のみ記載				
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	福岡県	部・局・所	課・室
	所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要				
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	福岡県	部・局・所	課・室
	所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間				
備考				

様式第2号（第4条関係）

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	保有開始（予定）年月日	変更（予定）年月日
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		

個人情報取扱事務の名称
個人情報取扱事務の目的
個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
-------------	--	---

保有個人情報の記録項目等	
(本人に係る事項)	
<input type="checkbox"/> 個人識別符号	<input type="checkbox"/> 氏名
<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢
<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号
<input type="checkbox"/> メールアドレス	
<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 家族構成等
<input type="checkbox"/> 勤務先・通学先等	<input type="checkbox"/> 職歴・学歴
<input type="checkbox"/> 役職（地位）	<input type="checkbox"/> 資格
<input type="checkbox"/> その他 []	
(提出書類)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 住民票
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> 証明写真	
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 納税証明書等
<input type="checkbox"/> 通帳	<input type="checkbox"/> 資格・免許 その他証書
<input type="checkbox"/> 診断書等	<input type="checkbox"/> 手帳・受給者証等
<input type="checkbox"/> その他 []	

要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条
	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 病歴
	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実
	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果
	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤に関する情報	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続の事実
	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続の事実	
条例要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない

特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
-----------	-----------------------------	-------------------------------

保有個人情報の収集先・提供先		
収集	<input type="checkbox"/> 本人から収集	<input type="checkbox"/> 本人以外から収集
	<input type="checkbox"/> 本人から直接収集 <input type="checkbox"/> 所管課室・出先機関経由 <input type="checkbox"/> 業務委託先経由 <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国、他の地方自治体等 <input type="checkbox"/> 本人の属する機関等 <input type="checkbox"/> その他 []
提供	<input type="checkbox"/> 本人への提供	<input type="checkbox"/> 本人以外への提供
	<input type="checkbox"/> 本人へ直接提供 <input type="checkbox"/> 所管課室・出先機関経由 <input type="checkbox"/> 業務委託先経由 <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 他の実施機関への提供 <input type="checkbox"/> 国、他の地方自治体等への提供 <input type="checkbox"/> ホームページ等による公表 <input type="checkbox"/> その他 []

備考

様式第3号(第4条関係)

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	保有開始(予定)年月日	変更(予定)年月日
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		
個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務の目的		
個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲		
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	条例要配慮個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない

様式第4号（第5条関係）

（表）
保有個人情報開示請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....
（請求者）住所又は居所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（.....）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の内容 （請求する保有個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）		
求める開示の実施方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
- 2 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
- 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 4 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
- 5 3及び4の書類は、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限りです。
- 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
- 7 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください（当該届出があった段階で、取下げがあったものとみなします。）。
- 8 開示の希望日については、備考欄を活用ください。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(裏)

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号.....
送付先.....
電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により開示請求を行う場合】

郵送により開示請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印を付けてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。

(1) 次のいずれかの書類の写し

- 運転免許証 健康保険の被保険者証
個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他確認書類（.....）

(2) 住民票の写し（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は黒塗りしてください。）

- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。
 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか②委任者の運転免許証等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....） <input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
備考			

様式第5号（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容							
開示する個人情報の利用目的							
請求者の求める実施方法等による開示の可否等	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができます。						
	<table border="1"> <tr> <td>方法</td> <td><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（<input type="checkbox"/> 郵送）</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）	日時	年 月 日 時 分	場所	
	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）					
	日時	年 月 日 時 分					
	場所						
	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができません（実施方法等の求めがありません。） 開示の実施の方法については、下記のとおり対応できます。同封の保有個人情報開示実施申出書に必要事項を記載して事務担当課等に提出してください。						
<table border="1"> <tr> <td>方法</td> <td>① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付	日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）	場所		
方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付						
日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）						
場所							
郵送による開示の場合の費用等	① 郵送に要する費用： 円（郵便切手により納付） ② 郵送に要する日数： 日						
事務担当課等	部・局・所 課・室 係						
	電話番号（ ） — 内線（ ）						
備考							

注 1 開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するた

めに必要な書類を係員に提示してください。

- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第6条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する個人情報の利用目的	
開示しない部分及び理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当
	該当号 説 明
請求者の求める実施方法等による開示の可否等	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができます。
	方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送 ）
	日時 年 月 日 時 分
	場所
	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができません（実施方法等の求めがありません。）。 開示の実施の方法については、下記のとおり対応できます。同封の保有個人情報開示実施申出書に必要事項を記載して事務担当課等に提出してください。
方法 ① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付	
日時 年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（閉庁日を除く）	
場所	
郵送による開示の場合の費用等	① 郵送に要する費用： 円（郵便切手により納付） ② 郵送に要する日数： 日

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
	電話番号 ()	—	内線 ()
備考			

注 1 開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第6条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当	
	該当号	説 明
事務担当課等	部・局・所 課・室 係	
	電話番号（ ） — 内線（ ）	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第6条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第9号（第8条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第7条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第7条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	
備考	

注 開示請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

様式第11号（第9条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等
	部局課室名等
	所在地
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送元の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第12号（第10条関係）

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 ） 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）
（〒 ）

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名）

電話番号（ ） —
連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体等）に関する情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

注 1 本意見書の内容確認等を行う場合がありますので、電話番号欄には、確実に連絡が取れる番号を記載してください。

2 開示についての意見欄には、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれかに該当する□にレ印を付けてください。また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障（不利益）がある部分、(2)支障（不利益）の具体的理由について記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号（第10条関係）

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	・適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 ・適用理由
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地(〒) 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号() ー 内線()
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）
（〒 ）

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体等）に関する情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

- 注 1 本意見書の内容確認等を行う場合がありますので、電話番号欄には、確実に連絡が取れる番号を記載してください。
- 2 開示についての意見欄には、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれかに該当する□にレ印を付けてください。また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障（不利益）がある部分、(2)支障（不利益）の具体的理由について記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第14号（第10条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けであなた（貴団体等）から「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示決定した保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第15号（第12条関係）

保有個人情報の開示実施方法等申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号.....
 (請求者) 住所又は居所.....
 フリガナ.....
 氏.....名.....
 電話番号(.....).....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により申し出ます。

保有個人情報（部分）開示決定通知書の文書番号及び日付	文書番号	
	日付	年 月 日
求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 視聴取	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
 2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、一部の□にレ印を付けた上で、その内容を記載してください。
 3 この申出は、正当な理由がある場合を除き、個人情報の保護に関する法律第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行う必要があります。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第16号（第15条関係）

(表)
保有個人情報訂正請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....
 (請求者) 住所又は居所.....
 フリガナ.....
 氏 名.....
 電話番号().....

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文書番号： 開示決定日：
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名
	住所又は居所
	電話番号 (任意代理人の場合)
	代理人の種類 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考	

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
 2 必要に応じて訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
 3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)の提示又は提出が必要です。
 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
 6 4及び5の書類は、訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、提出が可能です。
 7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
 8 個人情報の保護に関する法律第90条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載)

郵便番号.....
送付先.....
電話番号(.....).....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) を提示又は提出してください。
(理由)

【郵送により訂正請求を行う場合】

郵送により訂正請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります (提出する書類にレ印を付けてください。)。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口へ事前に相談してください。

1 請求者欄 (表面) に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。

(1) 次のいずれかの書類の写し

- 運転免許証 健康保険の被保険者証
- 個人番号カード (表面のみ) 住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
- 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- その他確認書類 ()

(2) 住民票の写し (訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。個人番号の記載がある場合は黒塗りしてください。)

2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類 (訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。) の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類 (訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。) の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか②委任者の運転免許証等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 住民票 (郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要)		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考			

様式第17号（第16条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () — 内線 ()
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第18号（第16条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしないこととした理由	
事務担当課等	<p style="text-align: center;">部・局・所 課・室 係</p> <p>電話番号（ ） — 内線（ ）</p>
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第19号（第17条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第20号（第18条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第95条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第21号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （ 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ ）
添付資料等	
備考	

注 訂正請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

様式第22号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等
	部局課室名等
	所在地
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送元の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第23号（第20条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

殿

福岡県知事 氏 名 印

貴職に提供している個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、次のとおり訂正したので、同法第97条の規定により通知します。

提供した保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号() — 内線()
備考	

様式第24号（第21条関係）

（表）
保有個人情報利用停止請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....
（請求者）住所又は居所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（ ）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文書番号：	開示決定日：
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名	
	住所又は居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
2 必要に応じて利用停止を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
6 4及び5の書類は、利用停止請求の前日30日以内に作成されたものに限りします。
7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
8 個人情報の保護に関する法律第98条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(裏)

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号.....
送付先.....
電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により利用停止請求を行う場合】

郵送により利用停止請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印をつけてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口へ事前に相談してください。

- 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - 次のいずれかの書類の写し
 - 運転免許証 健康保険の被保険者証
 - 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - その他確認書類（.....）
 - 住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は黒塗りしてください。）
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。
- 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか②委任者の運転免許証等本人に対し、一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....） <input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
備考			

様式第25号（第22条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)
	(利用停止の理由)
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () — 内線 ()
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第26号（第22条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第27号（第23条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第28号（第24条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第29号（第25条関係）

委任状（保有個人情報に係る開示請求用）

代理人 住所 _____

 氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 1の開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の開示請求に係る開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の開示請求に係る開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び1の開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び1の開示請求に係る開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者 (開示請求に係る 保有個人情報の 本人)	住所 _____
	氏名 _____ 印
	連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
 - 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。
- ※ 不要な事項は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第30号（第25条関係）

委任状（保有個人情報に係る訂正請求用）

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 1の訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の訂正請求に係る訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の訂正請求に係る訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び1の訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者

（訂正請求に係る
保有個人情報の
本人）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。

2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号（第25条関係）

委任状（保有個人情報に係る利用停止請求用）

代理人 住所 _____

 氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 1の利用停止請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の利用停止請求に係る利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の利用停止請求に係る利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び1の利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 （ 利用停止請求に 係る保有個人情 報の本人 ）	住所 _____
	氏名 _____ 印
	連絡先電話番号 _____

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第32号（第26条関係）

保有個人情報に係る審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 氏 名 印

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 条の規定に基づく 決定等に対する次の審査請求については、福岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同法第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る 決定等の内容	
審査請求の内容	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十六号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十七号

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「保健事業係長」を「地域保健係長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中「~~第14条の2第9項~~」の次に「の規定により読み替えて適用する回法第9条第8項」を加える。

様式第七号別紙二及び様式第十一号別紙二中「~~ホ~~」を「~~ク~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十九号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第三十六条第一項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項を次のように改める。

5 この規則において「一般社団法人等」とは、一般社団法人（社員総会における議決権の二分の一以上を独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。）第三十五条の二で定める者が有しているものに限る。）又は一般財団法人（設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同条で定める者により拠出されているものに限る。）をいう。

第三条第一号中「（以下「貸付けの相手方」という。）」を削り、同号口中「同項第二号」を「同項第一号」に、「並びに同項第四号及び第八号」を「及び同項第五号」に改める。

第五条中「する者」の下に「は」を加える。

第十四条中「受けた者（以下「借主」という。）」を「受ける者」に改める。

第十五条を次のように改める。

（保証及び担保）

第十五条 貸付金の貸付けを受ける者（地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）は、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による当該貸付金に係る債務の保証（以下「金融機関保証」という。）であつて知事が適当と認めるものを受け、及び知事が適当と認める物件を担保として提供しなければならない。ただし、知事が適当と認めるときは担保の提供

を免除することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受ける者は、知事が適当と認めるに足りる金融機関保証を受けること及び担保を提供することができないときは、これらに加えて、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。

3 第一項本文の規定にかかわらず、知事が適当と認めるときは、貸付金の貸付けを受ける者は連帯保証人を立てることをもつて、金融機関保証を受けることに代えることができる。

4 前三項の保証契約の締結及び担保の提供に必要な費用は、貸付金の貸付けを受ける者の負担とする。

第十六条第二項中「借主」を「貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）」に改める。

第二十二条第一項中「借主」の下に「（地方公共団体を除く。次項において同じ。）」を加える。

第二十五条第七号中「移動」を「異動」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

項	事業の区分	要件	貸付けの相手方	貸付対象施設
一	経営革新計画承認グループ事業	施行令第三条第一項第一号イに掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 経営革新計画承認グループ事業を実施する一の代表者 二 経営革新計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 経営革新計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）、構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
二	下請振興事業計画承認グループ事業	施行令第三条第一項第一号ロに掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する一の代表者 二 下請振興事業計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 下請振興事業計画	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの

三	総合効率化計画認定グループ事業	施行令第三条第一項第一号ハに掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	承認グループ事業を実施するそれぞれの者
四	施設集約化事業	<p>イ 施行令第三条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号イの要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>ロ 施行令第三条第一項第二号ロに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号イの要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>ハ 施行令第三条第一項第二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第一号の基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>ニ 施行令第三条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第一号の基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>ホ 施行令第三条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第二号の基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 総合効率化計画認定グループ事業を実施する一の代表者</p> <p>二 総合効率化計画認定グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの</p> <p>三 総合効率化計画認定グループ事業を実施するそれぞれの者</p> <p>一 事業協同組合若しくは協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）又は事業協同小組合</p> <p>二 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）である特定中小事業者、企業組合又は協業組合</p> <p>三 協業組合</p> <p>四 合併会社又は出資会社</p>

五	共同施設事業	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	特定中小企業団体
六	設備リース事業	<p>イ 施行令第三条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハの要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>ロ 施行令第三条第一項第二号ロに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号ロの要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合</p> <p>二 企業組合又は協業組合</p> <p>三 協業組合</p> <p>特定中小企業団体</p> <p>設備リース事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
七	企業合同事業	<p>イ 施行令第三条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第二号、第五号又は第六号のいずれかの基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>ロ 施行令第三条第一項第二号ロに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第四号、第七号又は第八号のいずれかの基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>合併会社又は出資会社</p> <p>企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>

八	<p>集団化事業</p> <p>施行令第三条第一項第三号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 事業協同組合等の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合</p>	<p>施行令第三条第一項第三号に掲げる工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
九	<p>集積区域整備事業</p> <p>施行令第三条第一項第四号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 事業協同組合等 二 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 三 一及び二に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小事業者</p>	<p>施行令第三条第一項第四号に掲げる工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
一〇	<p>地域産業創造基盤整備事業</p> <p>施行令第三条第二項第一号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 特定会社 二 一般社団法人等 三 商工会、商工会連合会、商工会議所又は日本商工会議所（以下「商工会等」という。） 四 市町村</p>	<p>地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
一一	<p>商店街整備等支援事業</p> <p>施行令第三条第二項第二号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 特定会社 二 一般社団法人等 三 商工会等</p>	<p>商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
一二	<p>地域産業創造基盤整備活性化事業</p> <p>過去に一〇の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業である</p>	<p>一 特定会社 二 一般社団法人等 三 商工会等 四 市町村</p>	<p>地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>

別表第二（第四条関係）

一三	商店街整備等活性化支援事業	特定会社 一般社団法人等 商工会等	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
項	貸付金の種類	貸付割合	利率（年利） 償還期限（含む） 期間は据置期間である
一	<p>小規模事業者貸付</p> <p>別表第一の八の項又は九の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、五人）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）が占有する施設に係る貸付け</p>	<p>整備資金（事業を行う者（施行令第三条第一項及び第二項）に掲げる事業を行う者（以下「事業実施者」という。）が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の百分の九十以内</p>	<p>〇・四パーセント 二十年以内（三年以内）</p>
二	<p>広域貸付</p> <p>別表第一の五の項から八の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業の所在地が四以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け</p>	<p>次のいずれかとする。 一 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の百分の八十以内（前項に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、整備資金の百分の九十以内） 二 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に</p>	<p>〇・四パーセント 二十年以内（三年以内）</p>

五 災害復旧貸付	四 普通貸付	三 施設再整備貸付	
別表第一に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付以外のもの又は別表第一の一、二の項若しくは一三の項に係る貸付（無利子貸付については、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付）	次のいずれかの要件に該当するもの イ 過去に、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうちいずれかの事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するため施設の再整備に係る貸付 ロ 別表第一の八の項に掲げる事業を実施した事業協同組合等が同項の事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付	貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額（以下「負担額」という。）の百分の八十以内
次のいずれかとする。 一 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の百分の九十以内 二 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等	次のいずれかとする。 一 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の百分の八十以内 二 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の百分の八十以内	一の項、前項及び次項の貸付の区分と同じ割合とする。	
無利子 二十年以内 (三年以内)	〇・四パーセント以内	〇・四パーセント以内	二十年以内 (三年以内)

<p>備考 一の項から四の項までに掲げる貸付（別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業に限る。）のうち、次のいずれかの要件に該当するものについては、無利子貸付とする。</p> <p>一 別表第一の四の項に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の三分の二以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付であつて、知事が別に定めるもの</p> <p>二 別表第一の五の項又は八の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付であつて、知事が別に定めるもの</p> <p>三 別表第一の八の項又は九の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付であつて、知事が別に定めるもの</p> <p>四 別表第一の一の項から五の項まで、八の項又は九の項に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 1153 1093 1276">六 緊急健康被害等防止貸付</td> <td data-bbox="1093 1153 1461 1276"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1276 1093 1825">別表第一に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</td> <td data-bbox="1093 1276 1461 1825">次のいずれかとする。 一 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の百分の九十以内 二 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の百分の九十以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1825 1093 2051">無利子 二十年以内 (三年以内)</td> <td data-bbox="1093 1825 1461 2051"></td> </tr> </table>	六 緊急健康被害等防止貸付		別表第一に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	次のいずれかとする。 一 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の百分の九十以内 二 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の百分の九十以内	無利子 二十年以内 (三年以内)	
六 緊急健康被害等防止貸付							
別表第一に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	次のいずれかとする。 一 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の百分の九十以内 二 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の百分の九十以内						
無利子 二十年以内 (三年以内)							

止するための共同防災施設の整備に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

五 別表第一の五の項又は九の項に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号。以下「小売振興法」という。）第四条第一項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

六 別表第一の八の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

七 別表第一の四の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第三項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

八 別表第一の四の項、五の項、八の項又は九の項に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

九 別表第一の三の項、四の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、五の項又は七の項から九の項までに掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

一〇 別表第一の五の項又は八の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）

（第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第十項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第四十九条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

一一 別表第一の四の項、五の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、八の項又は九の項に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第四十九条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

一二 別表第一の一の項又は四の項から八の項までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

一三 別表第一の二の項、四の項から六の項まで又は八の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第七条第二項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、七十パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であるもの

一四 別表第一の四の項、五の項、八の項又は九の項に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、同日以降に同規則第十条の規定により貸付けの決定を行う貸付けについて適用する。

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十一号

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則

福岡県森林法施行細則（平成十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（保安林の指定等の申請に添付する書類）」を付し、同条中「第四十八条第一項の申請書に添付する図面」を「第四十八条第一項第一号の森林の位置図及び区域図」に改める。
第十五条の見出しを削り、同条中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項第二号」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十二号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二球技場の照明の項を次のように改める。

球技場の照明			全点灯
一五パーセント点灯	三三パーセント点灯	七七パーセント点灯	三〇分以内
一八、〇一〇円	一三、八八〇円	五、七〇〇円	二、七七〇円

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十三号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第五十五条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第一項を次のように改める。
令第五十六条第一項第一号に規定する知事が定める区域は、全国の区域とする。
第五十五条第二項中「令第五十六条第一項第一号に規定する」を削る。
第八十五条第三項中「地方税」を「地方税等（同条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる歳入を除く。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第四項中「地方税」を「地方税等」に改める。
第八十五条の二（見出しを含む。）中「地方税」を「地方税等」に改める。
第八十五条の三第一項中「第五十八条第四項」の下に「又は第五十八条の二第二項」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。
第七十条に次の一号を加える。
十四 令第六十七条の二第一項第五号に該当するものとして随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
別表三課又は財務担当所名の欄中「児童家庭課」を「子ども未来課」に改める。
様式第七十三号中「地方税」を「地方税等」に、「第十一号」を「第十五号」に改める。
様式第三百三十四号中「課税味」を「税味」に改める。
様式第三百七十八号中「課税味」を「税味」に改める。

「供用型・整理簿」を「供用型・整理簿」に改める。

様式第九十八号その三中「中」を「中」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第二百二十四号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

第六十号の次に次の二号を加える。

61 福岡県私立学校給食費支援金

62 福岡県届出保育施設給食費支援金

訓令

福岡県訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の二の項中「除く。」の下に「、同法第五十二条第六項第三号の規

定による容積率の緩和に係る認定通知書」を加え、「広告認定対象区域」を「公告認定対象区域」に改め、同表三十六の三の項及び三十六の四の項中「第十三項」を「第十四

項まで」に改め、同表三十六の五の項中「第十二項、第十四項から第十七項及び第十九項」を「第十三項まで、第十五項から第十八項まで及び第二十項」に改め、同表三十六の六の項中「第十七項及び第十九項」を「第十八項まで及び第二十項」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

久留米市	福岡市	福岡市	筑紫野市
朝倉郡	小郡市	春日市	大野城市
三井郡	うきは市	宗像市	太宰府市
	朝倉市	古賀市	福津市
	朝倉郡	糸島市	那珂川市
	久留米市	糟屋郡	

		新県立美術館建設事務関係	福岡市
久留米市	福岡市	福岡市	福岡市
朝倉市 朝倉郡 三井郡	久留米市 小郡市 うきは市	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 糟屋郡	福岡市
		文化振興課	
		新県立美術館の建設に関すること	

生涯学習事務関係			
豊前市	筑後市	飯塚市	直方市
築上郡 京都郡 豊前市 行橋市	八女郡 三潁郡 みやま市 大川市 筑後市 柳川市 大牟田市	嘉穂郡 嘉麻市 田川市 飯塚市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
社会活動推進課			
生涯学習の振興に関する事業の推進に関すること。			

を

福岡県訓令第三号

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

附則

ベンチャー創出事務及び連絡事務関係	港区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及びその近県一円	新事業支援課	一 ベンチャー企業等の誘致に関すること。 二 ベンチャー企業等とのネットワークの形成に関すること。 三 連絡事務に関すること。
-------------------	----	--------------------------	--------	---

別表公害対策事務関係の項の次に次のように加える。

ヤングケアラー支援事務関係	飯塚市	飯塚市	こども未来課	ヤングケアラーの支援に関する事業の推進に関すること。
糟屋郡志免町	糟屋郡志免町			

改め、同表スポーツ事務関係の項の次に次のように加える。

生涯学習事務関係			
豊前市	筑後市	飯塚市	直方市
築上郡 京都郡 豊前市 行橋市	八女郡 三潁郡 みやま市 大川市 筑後市 柳川市 大牟田市	嘉穂郡 嘉麻市 田川市 飯塚市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
政策課			
生涯学習の振興に関する事業の推進に関すること。			

に

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程(昭和四十年三月福岡県訓令第五号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第十三号の三を次のように改める。

十三の三 企画 監 組織規則第八条第十二項に規定する企画監(同規則第三条第

三項の規定により本庁に臨時に設ける課又は室の企画監を含む

。)をいう。

第二条第十三号の三の二を削り、同条第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 広報監 組織規則第八条第十三項に規定する広報監をいう。

第二条第十七号の二の四中「及び第二百三十二条第四項」を削る。

第七条の表知事部局の部課長の決裁事項の項中「(企画広報)」を削り、「産業企画

監」の下に、「広報監」を加え、同部県土整備事務所の課所長の決裁事項の項中「災害

事業センターの所掌事務については副センター長、」を削り、同課副所長の決裁事項の

項中「支所」の下に「及び災害事業センター」を加え、「災害事業センターの所掌事

務については副センター長」を削り、同課センター長の決裁事項の項中「主務課の課長

」を「主務係の係長」に、「副センター長」を「主務課の課長」に改め、同表教育庁の

部課長の決裁事項の項中「(企画広報)」を削り、同部財務担当所長の決裁事項の款福

岡教育センターの項中「総務課長」を「企画部長」に改める。

本 庁
出 先 機 関

福岡県警察本部

福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

第十六条第十二号口中「第六十七條第一項第四号」を「第六十七條第一項第五号」に改める。

第二十一条第十三号中イからツまで以外の部分を次のように改める。

個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この号中「法」という。)の規定に基づく個人情報の保護に関する事務

この号中福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四

十三号)を「条例」、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和五年福岡

県規則第十五号)を「細則」という。

第二十一条第十三号イ中「条例第十七条第一項」を「法第八十二条第一項」に、「個人

人情報」を「保有個人情報」に、「並びに開示を実施する日時及び場所」を「開示す

る保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関する事項」に改め、同号口中「条例第十

七条第二項」を「法第八十二条第二項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、

同号中ハ及びニを削り、同号ホ中「条例第二十条第一項」を「法第八十五条第一項」に

改め、同号ホを同号ハとし、同号ヘ中「条例第二十一条第一項又は第二項」を「法第八

十六条第一項又は第二項」に、「個人情報」を「当該第三者に関する情報」に、「その

他実施機関が定める」を「その他の」に改め、同号ヘを同号ニとし、同号ト中「条例第

二十一条第三項」を「法第八十六条第三項」に改め、同号トを同号ホとし、同号チ中「

条例第二十九条第一項」を「法第九十三条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報

」に改め、同号チを同号ヘとし、同号リ中「条例第二十九条第二項」を「法第九十三条

第二項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同号リを同号トとし、同号ヌ中

「条例第三十条第二項」を「法第九十四条第二項」に改め、同号ヌを同号チとし、同号

ル中「条例第三十一条」を「法第九十五条」に改め、同号ルを同号リとし、同号ヲ中「

条例第三十二条第一項」を「法第九十六条第一項」に改め、同号ヲを同号ヌとし、同号

ワ中「条例第三十三条」を「法第九十七条」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改

め、「の訂正」の下に「の実施」を加え、同号ワを同号ルとし、同号カ中「条例第三十

七条第一項」を「法第一百一条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同

号カを同号ヲとし、同号ヨ中「条例第三十七条第二項」を「法第一百一条第二項」に、「

個人情報」を「保有個人情報」に改め、同号ヨを同号ワとし、同号タ中「条例第三十八

条第二項」を「法第一百一条第二項」に改め、同号タを同号カとし、同号レ中「条例第三

十八

十九条」を「法第百三条」に改め、同号レを同号ヨとし、同号ソ中「条例第四十一条第二項」を「法第百五条第三項の規定において準用する同条第二項」に改め、同号ソを同号タとし、同号ツ中「規則第十一条第一項」を「規則第十三条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同号ツを同号ナとし、同号タの次に次のように加える。

レ 法第百十四条第二項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報に係る提案が基準に適合すると認め、提案者に同条第二項各号に掲げる事項を通知すること。

ソ 法第百十四条第三項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報に係る提案が基準に適合しないと認め、提案者に理由を付してその旨を通知すること。

ツ 条例第六条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

ネ 条例第七条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

第二十一条の十二を次のように改める。

（災害事業センターにおける専決事項）

第二十一条の十二 災害事業センター長に、次の各号に掲げる事務を専決させることとする。

- 一 委任規則第十一条第二号から第四号まで、第五号の二、第十二号ハからホまで、第十五号及び第二十一号に規定する事務（同条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担任に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十二号ハからホまでに規定する事務については所長が指定する庁用自動車に係るもの、同条第十五号及び第二十一号に規定する事務については災害事業センターの所管に係るものに限る。）
- 二 第二十一条第三号ロからチまで及び同条第四号に規定する事務（所属職員に係るものに限る。）
- 三 所属職員（役付職員を除く。）の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

四 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河

川等災害関連事業その他災害関係事業の工事の実施に関する事務（次に掲げる災害事業センターの所管に係るものに限る。）

イ 工事の施行予定箇所を調査すること。

ロ 工事の工程を定めること。

ハ 工事代金の部分払の請求書又はしゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること。

別表一第十項の四を次のように改める。

十の四 個人情報の保護に関する法律（以下この項中「法」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関する事務

この項中個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例を「条例」、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則を「細則」という。

1 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について福岡県個人情報保護審議会に諮問し、裁決をすること。

1 法第十三条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者等への支援を行うこと。

2 法第十四条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情についてあつせん等を行うこと。

3 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関する事項を通知すること。

4 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。

5 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。

6 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の事項を通知して意見を提出する機会を付与

すること。

- 7 法第八十六条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。
- 8 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報に訂正する旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
- 9 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
- 10 法第九十四条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
- 11 法第九十五条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
- 12 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。
- 13 法第九十七条の規定に基づき、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合にその旨を提供先に通知すること。
- 14 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
- 15 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。

- 16 法第二百二条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
- 17 法第二百三条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
- 18 法第二百五条第三項の規定において準用する同条第二項の規定に基づき、同項各号に掲げる者に諮問をした旨を通知すること。
- 19 法第二百四条第二項（法第二百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報に係る提案が基準に適合すると認め、提案者に同条第二項各号に掲げる事項を通知すること。
- 20 法第二百四条第三項（法第二百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報に係る提案が基準に適合しないと認め、提案者に理由を付してその旨を通知すること。
- 21 法第二百四十六条第一項の規定に基づき、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入検査をさせること（施行令第四十条第一項の規定により知事が行うこととされているものに限る。）。
- 22 施行令第四十条第三項の規定に基づき、事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告すること。

23 条例第六条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
24 条例第七条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
25 細則第十三条第一項の規定に基づき、保有個人情報に記載された公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずること。

別表一第十項の五を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県訓令第四号

本 庁

福岡県労働委員会事務局

福岡県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福岡県労働委員会事務局処務規程（昭和五十三年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主 幹
上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし、当該課の長、副課長又は参事を補佐する。

第六条の表企画主査の項の次に次のように加える。

指導主査

上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし職員を指導する。

第七条第二項中「企画主査」を「主幹、企画主査、指導主査」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県訓令第五号

本 庁

出先機関

福岡県広報聴事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県広報聴事務取扱規程の一部を改正する訓令

福岡県広報聴事務取扱規程（昭和三十九年七月福岡県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第一項」を「前項」に改め、「企画広報監又は」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県訓令第六号

本 庁

出先機関

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 管理体制（第三条―第七条）

第三章 職員の責務（第八条）

第四章 保有個人情報の取扱い（第九条―第十九条）

第五章 安全確保上の問題への対応（第二十条―第二十二条）

第六章 監査及び点検の実施（第二十三条―第二十五条）

第七章 補則（第二十六条・第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第六十六条第一項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この訓令で使用用語は、法で使用用語の例による。

第二章 管理体制

（総括管理者）

第三条 知事部局に、総括管理者一人を置く。

2 総括管理者は、知事が指定する副知事をもって充てる。

3 総括管理者は、次に掲げる事務を行う。

- 一 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事部局における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（保護管理者）

第四条 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号。以下「組織規則」という。）第七条に規定する課及び室（組織規則第三条第三項の規定により本庁に臨時に設ける課又は室を含む。）並びに組織規則第二条第四号に規定する出先機関（以下課及び室と併せて「所属」という。）に、保護管理者一人を置く。

2 保護管理者は、所属の長とし、所属における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

3 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定しなければならない。

4 保護管理者は、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定しなければならない。

5 保護管理者は、特定個人情報事務取扱担当者が特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

6 保護管理者は、特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の事務分担及び責任を明確にしなければならない。

（保護担当者）

第五条 所属に、保護担当者一人（業務上必要と認められる場合にあっては複数人）を置く。

2 保護担当者は、本庁にあっては庶務を所掌する係の長（係を置かない課又は室にあっては、課又は室の長が指名する者）を、出先機関にあっては当該出先機関の庶務を所掌する課の長（課を置かない出先機関にあっては、出先機関の長が指名する者）をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第六条 知事部局に、監査責任者一人を置く。

2 監査責任者は、総務部長をもって充てる。

3 監査責任者は、所属における保有個人情報の管理の状況について監査する。

（研修）

第七条 総括管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行わなければならない。

2 保護管理者は、所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、総括管理者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第三章 職員の責務

第八条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第四章 保有個人情報の取扱い

(接触の制限)

第九条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報に接する権限を有する者を、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定しなければならない。

2 前項に規定する権限を付与されていない職員は、当該保有個人情報に接してはならない。

3 職員は、第一項に規定する権限を付与された場合であっても、当該保有個人情報への接触は必要最小限としなければならない。業務上の目的以外の目的で当該保有個人情報に接してはならない。

(複製等の制限)

第十条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

一 保有個人情報の複製

二 保有個人情報の送信

三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第十一条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第十二条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫

への保管、保管場所の施錠等の保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第十三条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第十四条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 保有個人情報の消去又は保有個人情報記録されている媒体の廃棄を委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第十五条 保護管理者は、保有個人情報(特定個人情報を除く。)の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

2 保護管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外的環境の把握)

第十六条 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、当該保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(保有個人情報の提供)

第十七条 保護管理者は、法第六十九条第二項第四号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について当該提供先との間で書面を取り交わすこと。
- 二 当該提供先への安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、当該提供前又は随時に実地調査等を行い、当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずること。

2 保護管理者は、法第六十九条第二項第三号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前項各号に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第十八条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、保有個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- 一 保有個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下この号、第八号及び第七項において同じ。）の制限又は事前承認その他の再委託に係る条件に関する事項

- 三 保有個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 保有個人情報の安全管理措置に関する事項
- 五 保有個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 六 委託終了時における保有個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託

された保有個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 3 前二項に定めるもののほか、保護管理者は、番号利用法第二条第十項に規定する個人番号利用事務又は同条第十一項に規定する個人番号関係事務（第六項及び第八項において「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、法に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する保有個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

5 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報の管理の状況について、年一回以上の定期的検査等により確認しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、法に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 保護管理者は、委託先が保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、委託先に第一項及び第二項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが第五項の措置を講じなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

8 前項に定めるもののほか、保護管理者は、委託先が個人番号利用事務等の全部又は一部を再委託する場合には、当該個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断しなければならない。

9 前各項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であつて、当該公の施設の管理業務に伴い保有個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。

10 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報の取扱いに関する事項を明

記しなければならない。

(その他)

第十九条 保護管理者は、保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

第五章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第二十条 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定の職員が法その他関連する法令及び規程等の定め違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は事案の発生のおそれを認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。この場合において、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 総括管理者は、前項ただし書の規定による報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに報告しなければならない。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している所属に再発防止措置を共有しなければならない。

(法に基づく報告及び通知)

第二十一条 保護管理者は、法第六十八条第一項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等

に協力しなければならない。

(公表等)

第二十二条 保護管理者は、法第六十八条第一項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第六章 監査及び点検の実施

(監査)

第二十三条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第二章から前章までに規定する措置の状況を含む知事部局における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

(点検)

第二十四条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第二十五条 総括管理者又は保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

第七章 補則

(他の訓令との関係)

第二十六条 他の訓令の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあつては、この訓令に定めるもののほか、当該他の訓令の定めるところによる。

(細則)

第二十七条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括管理者又は総括管理者の指示に従い総務部県民情報広報課長が定める。

2 保護管理者は、この訓令を実施し、又は保有個人情報の適切な管理のため、必要が

あるときは、細則を定めることができる。
3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 知事を取り扱う個人情報管理の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第四号）は、廃止する。